

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
文部科学大臣所轄各学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省高等教育局高等教育企画課

新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について

昨日、開催された新型コロナウイルス感染症対策分科会では、感染状況について、新規感染者数は10月以降増加傾向となり、11月以降その傾向が強まっていると示されています。また、同分科会の緊急提言を受け、11月10日、新型コロナウイルス感染症対策本部において、同分科会の緊急提言を受けた政府の具体的なアクションを取りまとめたところです。

寒い環境における換気の実施などの寒冷な場面における感染症対策の留意点については、今後改訂する衛生管理マニュアルでもお示しする予定ですが、学校の設置者及び学校におかれては、感染の拡大を警戒し、衛生管理マニュアル等に基づいた取組が徹底されているか改めて点検するとともに、換気の実施等については別添資料も参考とし、感染予防の取組を徹底していただくようお願いいたします。

また、各学校においては、家庭での児童生徒の健康観察の徹底について、引き続き家庭と連携していただくようお願いいたします。あわせて、学校の設置者においては、保健所等と連携し、地域の感染状況の迅速な把握に努め、各学校に地域の感染状況に関する情報を共有していただくよう、お願いいたします。

昨日、開催された新型コロナウイルス感染症対策分科会では、同分科会の下に置かれた「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」の「これまでの議論のとりまとめ」も報告されたところです。感染者やその家族等に対する差別や偏見、誹謗中傷等は決して許されないことであり、その防止に引き続き、取り組んでいく必要があります。加えて、感染を責める雰囲気広がると、医療機関での受診が遅れたり、感染を隠したりすることにもつながりかねず、地域での感染の拡大につながり得ます。

同とりまとめの内容も踏まえ、偏見・差別等を防止するための取組を進めていただくよう、改めて、お願いいたします。

これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（以下、専修学校・各種学校を含む）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置す

る地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いいたします。

(参考)

- ・ 第45回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年11月10日）配布資料
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/sidai_r021110.pdf
- ・ 第15回新型コロナウイルス感染症対策分科会（令和2年11月12日）配布資料
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/corona15.pdf>

(本件照会先)

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課保健指導係

TEL 03-5253-4111（内線2918）

FAX 03-6734-3794

寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント

(別添)

1. 基本的な感染防止対策の実施

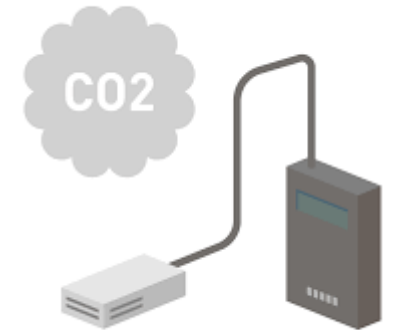
- マスクを着用
(ウイルスを移さない)
- 人と人の距離を確保
(1mを目安に)
- 「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に
- 3密を避ける、大声を出さない

『5つの場面』

- 場面1：飲酒を伴う懇親会
- 場面2：大人数や長時間におよぶ飲食
- 場面3：マスクなしでの会話
- 場面4：狭い空間での共同生活
- 場面5：居場所の切り替わり

2. 寒い環境でも換気の実施

- 機械換気による常時換気を
(強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。)
- 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で
常時窓開け(窓を少し開け、室温は18℃以上を目安！)
また、連続した部屋等を用いた2段階の換気も考えられる
(例：使用していない部屋の窓を大きく開ける)
- 飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により
1000ppm以下を維持



CO2センサー

3. 適度な保湿 (湿度40%以上を目安)

- 換気しながら加湿を
(加湿器使用や洗濯物の室内干し)
- こまめな拭き掃除を